

都市ブランド PR 業務委託仕様書

本仕様書は、松山市（以下「甲」という。）が委託する「都市ブランド PR 業務委託契約」に関して必要な事項を定めるとともに受託者（以下「乙」という。）が履行しなければならない事項を定めるものとする。

1 委託業務件名

都市ブランド PR 業務委託

2 業務目的

本市では、令和7年3月に「第2期 松山市都市ブランド戦略」を策定し、「幸せになろう。」のブランドスローガンのもと、市の内外から選ばれ、「幸せといえば松山」と誇れるまちを目指している。

本業務では、こうした本市の思いや魅力を一人でも多くの方に届け、市民の愛着や誇りを育み、市外から関心や憧れを高めるために、昨年度実施した「幸せになろう。」メッセージの受賞作品を活用したツール等を制作して PR する。

3 履行場所

市長が指定する場所

4 適用基準等

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

5 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 業務の内容

(1) メッセージポスター等制作

令和7年度に実施した「幸せになろう。」メッセージ受賞作品10点の以下の制作物のデザインと印刷を行う。そのうち、大賞1点は特別感のあるデザインにすること。なお、ブランドスローガンやブランドロゴのデータは甲が提供する。

① ポスターA

サイズ：B1、両面、カラー

種類：10種類

紙質：コート135kg

枚数：1種類あたり30枚（合計：10種類×30枚＝300枚）

② ポスターB

サイズ：B2、片面、カラー

種類：10種類

紙質：コート135kg

枚数：1種類あたり5枚（合計：10種類×5枚=50枚）

※デザインは、ポスターAと同じとする。（違いは片面と両面、サイズのみ）

③ タペストリーA

サイズ：横26cm×縦90cm、両面、カラー

種類：10種類（大賞を除く9種類と、「幸せになろう。」のブランドロゴデザイン）

材質：ターポリン

枚数：大賞を除く9種類は、1種類あたり2枚

「幸せになろう。」ブランドロゴデザインは18枚

（合計：9種類×2枚+1種類×18枚=36枚）

④ タペストリーB

サイズ：横60cm×縦300cm、両面、カラー

種類：2種類（大賞と、「幸せになろう。」のブランドロゴデザイン）

材質：ターポリン

枚数：1種類あたり3枚（合計：2種類×3枚=6枚）

(2) 首都圏等のイベントで使用するPRツールの制作

「幸せになろう。」のブランドスローガンとブランドロゴを一人でも多くの人に効果的に認知してもらうための一般的に販促物と呼ばれるPRツールを制作する。イベント等で使用するPRツールの種類、使い方、制作数などを企画提案することし、デザインは既に作成しているPRツールに合うものにする。ブランドスローガンやブランドロゴのデータは甲が提供する。なお、制作するPRツールの選定及びデザイン等は本市と協議の上、決定する。

※PRツールとして、既に名刺、名札、ブランドポスター、記者会見用ボードマグネット、のぼり、法被、テーブルクロス、ステッカーシール、付箋は制作済み。

(3) 自由提案

本業務の目的を達成するための独自提案を行うこと。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(4) その他

①資料作成・会議録作成

②その他策定にあたり必要な業務

7 その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

3. 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

4. 本市事業との連動

「第2期 松山市都市ブランド戦略」に関連する他の業務と連携・連動すること。

8 成果品

印刷原稿等は、コンパクトディスク等の電磁的記録媒体によるものとし、成果品はホームページ上での公開を前提に作成するものとする。

電子データは、甲が所有する機器及びソフトウェアで読み出し、閲覧、編集、出力できる形式とする。会議録等、甲の指定する業務については、業務終了後、速やかに提出するものとする。

①業務報告書	原稿及び簡易製本	各1部
②PR ツール	一式	
③その他必要資料	一式	
④上記成果品の電子データ（CD-R）	一式	

9 契約に関する条件等

1. 再委託の制限

乙は、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について事前に書面にて報告し、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

- (1) 乙は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- (2) 乙は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに甲に譲渡するものとする。
- (3) 上記成果物に関する権利について、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

3. 機密の保持

乙は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

1 0 資料の貸与

甲は、本業務の遂行上必要な資料で、甲が所有しているものについては、これを貸与する。

1 1 打合せ・協議

乙は、業務の実施にあたっては、甲と打合せを綿密に行い、作業上の打合せ事項については、協議書又は打合せ記録を作成するとともに、進捗状況を随時報告するものとする。なお、打合せ・協議には、必要に応じ本市のシティプロモーションアドバイザーも参加する。

1 2 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。